

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和5年5月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年藤井寺市条例第23号)に基づき公費負担医療費助成に関する事務を行うに当たり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①ひとり親家庭等の医療費助成制度に係る資格管理及び給付に関する事務
③システムの名称	1 福祉医療システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第2項 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年藤井寺市条例第35号) ・第4条第1項及び別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) ・第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市健康福祉部保険年金課 TEL:072-939-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市健康福祉部保険年金課 TEL:072-939-1111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保険年金課	福祉部 保険年金課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 田中 真	保険年金課長 澤田 憲章	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成29年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 澤田 憲章	保険年金課長 松田 和人	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 松田 和人	保険年金課長	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	<<新規>>	項目を追加	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 保険年金課	健康福祉部保険年金課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部保険年金課	健康福祉部保険年金課	事後	
令和2年5月18日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) ・第2条	番号法 ・第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) ・第2条	事後	
令和3年5月31日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月31日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) ・第2条	番号法 ・第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) ・第2条	事後	
令和4年6月16日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月16日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年5月26日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月26日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	